

1-1

令和4年8月16日

自由民主党枚方市支部
支部長 出来 成元 殿
(FAX 072-846-5599)

大阪市中央区南本町1-4-10 StoRKビル4階
弁護士法人あすなる あすなる法律事務所
前田富枝氏及び長友克由氏代理人
弁護士 原 正和
TEL 06-6268-5070/FAX 06-6268-5071

回答書

前略 当職は、前田富枝氏（以下「前田氏」といいます。）及び長友克由氏（以下「長友氏」といいます。）の代理人として、貴殿より令和4年8月8日にFAXで送信されてきた書面（以下「貴書面」といいます。）に対し、以下の通り、回答致します。

1 自民党規律規約第9条違反との点について

長友氏及び前田氏は、本年4月24日に開催された大阪府連の地方議員政策会議の際に、大阪府連の役職者に直接確認したものです。

この点、貴殿は、貴書面において、「答えた職員の名前」を知らせるように求めておられますが、長友氏及び前田氏としては、この方に迷惑を掛けたくないと考えているため、この方の名前を開示することは控えさせていただきます。

2 「支部を除名」したとする点について

当方は、前便において、貴殿に対し、枚方市支部の支部長あるいは役員会において、枚方市支部に所属している党员につき、「支部を除名」（但し、「党员の除名」ではない）することが出来るとする根拠を具体的に明らかにして頂きたいと伝えましたが、貴殿からはこの点について何ら回答をして頂いておりませんので、この点ご回答頂けますでしょうか。その際、「支部を除名」の意味についてもご説明下さい。

3 枚方市支部の臨時支部大会を開催しないことについて

当方は、前便において、枚方市支部に所属する党员合計1244名の過半数である678名が、令和4年5月26日に、枚方市支部長である貴殿に対して署名

1-2

の原本を手渡し、令和4年6月12日までに枚方市支部の臨時支部大会を開催するよう求めたにもかかわらず、貴殿が臨時支部大会を開こうとしないことは、枚方市支部長自らが枚方市支部規約（7条2項但書）に違反するものではないかと指摘しました。

この点につき、貴殿は、貴書面において、「2月の役員会」において「党員の資格を精査したのち支部大会を開く」と主張しておられます。

しかし、支部大会の開催を半年以上後とする理由は何でしょうか。その必要性や是非はともかくとして、貴殿が言われている「党員の資格の精査」にそれほどの時間がかかるとは思われません。

貴殿が貴書面で書いておられる「民主主義」の観点からすれば、規約が定める3分の1以上どころか過半数の党員が「臨時支部大会を開催してほしい」と求めている以上、出来るだけ速やかに臨時支部大会を開催するのが、党員からの負託を受けた支部長が本来行うべきことではないでしょうか。この点についての貴殿のお考えをお聞かせ下さい。

(参考：自民党枚方市支部規約の抜粋)

第七条 支部大会は本支部の最高議決機関とし、本支部所属の党員をもって構成する。

② 支部大会は毎年一回、支部長が十日前迄に文書で招集し開催する。但し、所属党員の三分の一以上の要求があった場合、及び支部役員が必要と認めた場合は臨時支部大会を開催しなければならない。

③ 支部大会は委任状を含め支部構成員の三分の一の出席者をもって成立し、議決は出席者の過半数で議決する。

(以下、省略)

草々